

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境管理課

- 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

経営支援課

（以上県例規集登載）

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

経営支援課

（県例規集登載）

【公告】

- 随意契約の相手方の決定
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 土地改良区の定款変更の認可
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

税務課

耕地課

建築指導課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

- 資金管理団体の指定取消し
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体

” ”

◎岡山県規則第三十号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「水質汚濁防止法」を「又は水質汚濁防止法」に、「又は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二若しくは」を「同条第三項に規定する指定地域特定施設（」に、「水質汚濁防止法第二条第三項」を「同項」に、「（別表第六の備考一において「みなし指定地域特定施設」という）を「含む。」を含む。別表第六の備考一において同じ」に改める。

別表第六の備考一中「又はみなし指定地域特定施設」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号から第四号までの規定中「〇・三五％」を「〇・四〇％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百二十五号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条に次の一号を加える。

十八 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（二〇二〇三〇中庁第一号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

第四条に次の一号を加える。

十三 別表第十三号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を受けること。
別表に次のように加える。

13	おかやま中小企業再生支援資金	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の対象となる者	(1) 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	15年以内（5年以内）	同上	年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から3年間は、年0.30%以内	年0.20%	同上	保証付き
----	----------------	-----------------------------	---	----	-------------	----	-------------------------------------	--------	----	------

別表の備考中「限る。」の次に「及び第13号に掲げる資金」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月三十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一、二五、〇一六、一二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、三六五、一一〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
 令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住所	理事別
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所	住所	理事別
浅野 秀紀	浅野 和也	浅野 秀紀	浅野 和也	勝田郡奈義町上町川九八八	勝田郡奈義町上町川九八八	勝田郡奈義町上町川九八八	理事
植月 平	赤座 美久	植月 平	赤座 美久	二八二	二八二	二八二	理事
浅野 勝英	浅野 徹	浅野 勝英	浅野 徹	三八〇―二	三八〇―二	三八〇―二	理事
浅野 和也	菅田 実	浅野 和也	菅田 実	一一七四	一一七四	一一七四	理事
赤座 美久	浅野 康之	赤座 美久	浅野 康之	二五四	二五四	二五四	理事
浅野 徹	浅野 五郎	浅野 徹	浅野 五郎	一一七二	一一七二	一一七二	理事
福香	菅田 正治	福香	菅田 正治	一一三九	一一三九	一一三九	理事
菅本 勉	岸本 要	菅本 勉	岸本 要	一四四四	一四四四	一四四四	理事
菅田 将人	浅野 正美	菅田 将人	浅野 正美	八九〇―五	八九〇―五	八九〇―五	理事
	浅野 芳宏		浅野 芳宏	一三七七―一	一三七七―一	一三七七―一	理事
	浅野 正美		浅野 正美	一四五六	一四五六	一四五六	理事
				一三六四―二	一三六四―二	一三六四―二	理事
				一一八七	一一八七	一一八七	理事
				一二〇五	一二〇五	一二〇五	理事

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 認可年月日

令和四年四月二十一日

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

〔二〇五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字前場六六一―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一三―一〇四レゾ二〇二号

眞田 達矢

眞田 幸子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月二十二日岡山県指令建指第四一二号

◎岡山県選管告示第二十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕

一

一 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

- 自由民主党岡山県岡山市第二十八支部 江田厚志 堀川辰也 岡山市南区あけぼの町二七〇一六
- 自由民主党岡山県岡山市第三十支部 花岡栄太郎 大藤浩伸 〃 中区平井三一九九六一四二
- その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
- 国会議員関係政治団体以外の政治団体

二 政治団体の名称

代表者の氏名 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

- 赤磐歯科医師連盟 坂本宏充 坂本宏充 赤磐市東窪田八九一四 令和四・三・一七
- 浅口歯科医師連盟 宮部昌和 宮部昌和 浅口郡里庄町浜中九三一六九
- 吉備歯科医師連盟 遠藤彰治 遠藤彰治 岡山市北区吉備津一一六八
- 倉敷歯科医師連盟 大森潤 上村勝人 倉敷市昭和二二二一七
- 児島歯科医師連盟 大上宏己 大上宏己 倉敷市林五六六一五
- 瀬戸内市歯科医師連盟 中島啓一朗 中島啓一朗 瀬戸内市邑久町尾張一二四四一四
- 高梁歯科医師連盟 黒瀬邦彦 黒瀬邦彦 加賀郡吉備中央町湯山一〇六九一八
- 玉島歯科医師連盟 白神佳樹 白神佳樹 倉敷市玉島阿賀崎一一一一二
- 玉野市歯科医師連盟 桜井修司 桜井修司 玉野市和田三二四一六
- 玉野と岡山県の未来を語る会 〃 田井三二八一五
- 都窪歯科医師連盟 吉村智 森川友和 〃 岡山市南区大福九五〇一六
- 津山歯科医師連盟 平本道代 平本道代 〃 津山市沼六一一五
- どい俊彦後援会 山岡滋之 土井滋之 〃 小田郡矢掛町小田三〇八四
- 新見歯科医師連盟 宮地芳之 宮地芳之 〃 新見市新見一二〇一三
- 真庭歯科医師連盟 吉田伸生 吉田伸生 〃 真庭市豊栄九九二一二
- 和気歯科医師連盟 久本昌弘 久本昌弘 〃 備前市穗浪三九五一一七

令和4年4月28日 岡山県公報 第12391号

◎岡山県選管告示第二十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一	政党の支部	代表者の氏名	異動事項	有木聖人	有木良治	異動年月日
政治団体の名称	自由民主党岡山県ちんた い支部	野村泰之	会計責任者の氏名	新	旧	令和三・一二・一
立憲民主党岡山県総支部 連合会	柚木道義	代表者の氏名	柚木道義	難波奨二		令和四・三・二五
二	その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石井さとみ後援会	数井美佐	主たる事務所の所在地	高梁市落合町阿部八六六一二	石井美明	高梁市落合町阿部一七二六	令和四・三・一五
岡山県遺族政治連盟	大月健一	代表者の氏名	大月健一	須々木壽志	須々木壽志	令和三・六・二五
岡山県行政書士政治連盟	安井健	会計責任者の氏名	西田尚美	谷岡猛	佐竹茂	令和三・五・二八
岡山県理容政治連盟	中原一郎	代表者の氏名	黒瀬良	津山市日上一六九一一	坂田蒼美	令和三・三・二一
岡山法面保護協会	岡村孝幸	主たる事務所の所在地	倉敷市玉島爪崎一四二一一二	真庭郡新庄村二一七三	美作市安蘇三五五一	令和四・三・一〇
小倉ひろとし後援会	藤井篤	主たる事務所の所在地	真庭郡新庄村四七〇二	美作市安蘇三五五一	クリーンな津山を創る会	令和三・四・一一
尾高誉久後援会	尾高誉久	政治団体の名称	美作市湯郷八三八	かつうら正樹後援会	勝浦洋子	令和四・三・一一
かつうら正樹後援会	野條健正	会計責任者の氏名	勝浦洋子	和気郡和気町福富六〇六一七フロン	和気郡和気町福富六〇四一一	令和二・四・一
神崎良一後援会	神崎善雄	主たる事務所の所在地	和気郡和気町福富六〇六一七フロン	和気郡和気町福富六〇四一一		
桑田まさあき後援会	桑田昌哲	会計責任者の氏名	目賀晴栄	神崎榮		令和四・三・二八
河本勉後援会	河本昭吾	代表者の氏名	本田健太郎	鎌田幸輝		令和三・九・一
庄司史郎後援会	庄司史郎	主たる事務所の所在地	河本昭吾	戸田伸		令和四・三・一
全日本不動産政治連盟	弥久末	会計責任者の氏名	真庭市開田四六七一一二	真庭市日名一九一二		令和三・三・二九
岡山県本部	務		庄司智	山本恭介		令和三・六・一四
高橋とおる後援会	高橋徹	政治団体の名称	高橋とおる後援会	高橋とおる後援会		令和四・三・一一
		主たる事務所の所在地	岡山市中区円山一一八サンライズビル	岡山市中区円山一〇七		

代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高橋 徹	高橋 景子	小田郡矢掛町東三成二四〇二	田中 美喜男	田中 美喜男	岡山市北区上中野一―一九―五一
高橋 徹	中尾 浩史	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	森脇 公宏	森脇 公宏	玉野市宇野四―一三―一四
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	黒田 健一郎	黒田 健一郎	岡山市東区東平島一三六〇
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	坂手 健一郎	坂手 健一郎	岡山市東区東平島一三六〇
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	池田 雅子	池田 雅子	東区益野町二二八
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	小林 明	小林 明	益野町四一―一三
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	定国 奈賀子	定国 奈賀子	益野町四一―一三
高橋 徹	高橋 徹	小田郡矢掛町東三成二九二六―二	定国 奈賀子	定国 奈賀子	高坂 光男

備考 従来、岡山県選挙管理委員会に届出がされていた政治結社大日本健憂會については、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年四月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

- 政治団体の名称
- 岡くにたろう後援会
- 片山虎之助津山後援会
- 加藤英資後援会
- 義和会
- 重政ひであきと安心安全で豊かな暮らしを考える会
- 實戸利昭後援会
- 瀬戸内海政治経済研究所
- 難波正吾後援会
- 美作煌賛会
- 山野とよひさ後援会
- 山部たきお後援会
- 山本恒道後援会
- 柚木義和後援会

代表者の氏名

- 馬場正重
- 浮田佐平
- 渡辺英一郎
- 柚木義和
- 重政秀明
- 實戸義忠
- 天野義学
- 東都支男
- 小林康則
- 川上洋司
- 森脇公宏
- 山本茂樹
- 加藤秀雄

解散年月日

- 令和四・三・二一
- 二・二八
- 三・一
- 二・二八
- 〃
- 〃
- 令和三・二・二五
- 二・二〇
- 二・二〇
- 〃
- 〃
- 令和四・二・二八
- 三・一〇
- 二・二八

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第二十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
池田雅子	中川雅子後援会	主たる事務所の所在地	岡山市東区益野町二二八	岡山市東区益野町四一三	令和三・一二・一
黒田晋	地域の底力・岡山	〃	〃 北区上中野一〇一九一五一	玉野市宇野四一三三四	令和四・三・三
高橋徹	高橋とおる後援会	政治団体の名称	高橋とおる後援会	高橋とおる後援会	三・一一
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山二一八サンライズビル	岡山市中区円山一〇七	〃
〃	〃	代表者の氏名	高橋徹	高橋徹	〃

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

天野 学

瀬戸内海政治経済研究所

柚木 義和

義和会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和三・一二・二一

令和四・二・二八

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和四年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和四年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

主たる事務所の所在地

高梁市南町一四九一―四

浅口市鴨方町六条院西三八七二

美作市平田六五―一

岡山市北区大供三―一―一八瀬戸内海放送KSB会館四階

備前市伊部一三―三

岡山市北区大窪五八七

倉敷市上富井六二八―一〇九

岡山市北区大供三―一―一八瀬戸内海放送KSB会館四階

高梁市有漢町有漢五八九―二

倉敷市北畝五―二三―四五

備前市東片上三八―三

赤磐市惣分八九

代表者氏名

会計責任者氏名

三上孝子

津野辺馨

大西洋平

大西康之

岡崎正裕

岡崎正裕

馬場勉

石原武士

中山芙美子

松尾堯司

森泉

石原恵一

服部泰兵

服部泰兵

馬場勉

石原武士

難波英夫

湯浅幸夫

三宅和広

津田彩夏

松本隆大

森田幸子

若林順一

若林順一

若林順一後援会

森つよし後援会

三宅かずひろと岡山県の未来を考える会

平松けんじ後援会

馬場勉後援会

服部泰兵後援会

自由民主党岡山県政経懇話会支部

木村正義後援会

おかやま適塾の会

岡崎正裕後援会

大西洋平後援会

石部誠後援会

政治団体の名称